

請願・陳情の審査結果

付託委員会	件名	審査結果	日果
総務教育	辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情	令和3年12月3日	趣旨不承
	国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情	令和3年12月3日	趣旨了承
	神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情	令和3年12月3日	趣旨了承
市民福祉	安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための陳情	令和3年12月1日	趣旨不承
	介護施設の人員配置基準の引き上げのために、国に対し意見書の提出を求める陳情	令和3年12月1日	趣旨不承
	精神保健福祉の改善に関する陳情	令和3年12月1日	趣旨不承

12月定例会で可決された意見書

国に私学助成の拡充を求める意見書

令和2年4月1日施行の「高等学校等就学支援金制度」拡充により、年収590万円未満世帯の私立高校に通う生徒の経済的負担は大きく軽減した。学費滞納率は前年度を大きく下回り、新型コロナウイルス感染症による経済停滞の私立高校の学費負担への影響を最小限に食い止める結果を示した。

しかし、施設整備費や授業料の負担が残っており、多子家庭では多大な負担となる状況である。「授業料実質無償化」となるよう、年収590万円以上世帯の学費負担軽減と、私学の学費負担の自治体間格差解消を目指し、年収590万円未満世帯への前年度授業料平均額の支給、授業料無償化世帯・支給対象拡大などの拡充が求められる。

私立学校への経常費助成金の大幅な増額も必要で、「少人数学級」や「専任教諭増」などの実現は、早急に取り組まなければならない喫緊の課題である。私立学校が公教育として重要な役割を担っている立場から、1975年私立学校振興助成法成立時の附帯決議に記された「2分の1助成」を速やかに実現されることを求める。

どの年齢においても経済的な理由により私学での学びが阻害されることがないように、教育予算の増額によって拡充されることが強く求められる。

よって、国においては、公私の学費格差をさらに改善し、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するため、私学助成を一層増額するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月16日

綾瀬市議会議長 橋川佳彦

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣
文部科学大臣 あて

神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書

令和2年度から国の就学支援金制度により、年収590万円未満世帯まで私立高校の授業料実質無償化が実現した。さらに県では独自の授業料補助制度の拡充により年収700万円未満世帯まで、県内私立高等学校の平均授業料相当額が補助され、授業料無償化が実現した。

しかし、これらの制度では補助対象が授業料に限定されているため、生活保護世帯でも施設整備費等の負担額が年間約27万円残される。

また、県の私立学校への生徒一人当たり経常費補助は、昨年度、国基準を達成した幼稚園を除けば、小中高いずれの校種でも国基準額を下回っており、全国最下位水準である。

私立学校に通う児童生徒の保護者負担を軽減し、私立学校の教育条件を向上させ、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するためには、私学助成を一層拡充していくことが最重要課題であると考えます。

よって、県においては、私学助成の拡充を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月16日

綾瀬市議会議長 橋川佳彦

神奈川県知事 あて

議会報編集委員会の委員変更について

議員の所属会派の変更に伴い、議会報編集委員会の委員が変更となりました。

◎委員長 ○副委員長

区分	定数	氏名
議会報編集委員会	7	◎笠間 功治 ○三谷 小鶴 金江 大志 石井 麻理 畑井 陽子 佐竹 百里 松本 春男

令和4年1月20日現在

会派構成一覧

◎代表者(令和4年1月1日現在)

会派名	氏名
創政会	◎比留川政彦 青柳 慎 武藤 俊宏 橋川 佳彦 笠間 昇 古市 正 齊藤 慶吾 金江 大志 石井 麻理 笠間 功治
	◎内山 恵子 松澤 堅二 井上 賢二 三谷 小鶴
	◎安藤多恵子 佐竹 百里
	◎上田 博之 松本 春男
無会派	二見 昇 畑井 陽子

※石井麻理議員が創政会へ入会しました。(令和4年1月1日付)

あやせ市議会だよりNo.193の訂正とおわび

あやせ市議会だよりNo.193の2面について誤りがありました。訂正しておわび申し上げます。

- ・見出し 誤：一般会計予算に対する討論
正：一般会計決算に対する討論

『意見書』とは

市民の皆さんからの要望や意見を、国政や県政に反映させるため、地方自治法第99条「議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」との規定に基づき、国や県に対し議長が議会を代表して提出するものです。